

令和元年度 第27回 静岡県図書館大会

第4分科会 児童・YAに対するサービス



YAの読みたい心に火をつけろ！

～「イマドキの子ども」と「本」を繋ぐために、図書館ができること～

担当	木下 通子 氏 (埼玉県立浦和第一女子高等学校担当部長兼任司書)
日程	令和元年11月18日(月) 開会 13:45 ~ 13:50 講演 13:50 ~ 15:20 質疑応答 15:20 ~ 15:40 閉会 15:40 ~ 15:45 (書籍販売・サイン会 中ホールロビーにて開催)

静岡県教育委員会
静岡県図書館協会
静岡県読書推進運動協議会

木下通子です。よろしくお願ひします。

読みたいたい心に火をつけろ！

YAの

いまどきの子ども」「本を繋ぐために、図書館ができるこ

2019.11.18 静岡県図書館大会
埼玉県立浦和一女子高校
担当部長兼任主任司書 木下通子



学校図書館法

【定義】

この法律において「学校図書館」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他の学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、保管し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

学校図書館の役割 (国の規定から)



学校図書館法の改正

1997年6月11日の改正において、ようやく12学級以上の学校には司書教諭を置くこととなった。

2014年6月20日の改正では、現在の第6条が新設され、これまで法的根拠の無かった学校図書館担当(事務)職員と呼ばれてきた「**学校司書**」について初めて明文化し、学校に「学校司書を設置するよう努める」ことが義務付けられた。

文科省「学校図書館ガイドライン」2016.10

読書センター

- 読書活動を支える

居場所の機能

- 学習活動を支え、情報活用能力を育成する

司書教諭の職務（ガイドラインより）

- ・学校図書館の専門的職務
- ・学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた**学校図書館を活用した教育活動の企画・実施など、指導計画の立案**
- ・学校図書館を活用した授業の実践、学校図書館を活用した授業における**教育指導法や情報活用能力について、他の教員への積極的な助言**

学校司書の職務

- ・学校図書館を運営していくために必要な専門的・技能的職務
 - ・学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員と共に推進
- 具体的に
- ① 児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務
 - ② 児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務
 - ③ 教育目標を達成するための「教育指導への支援」

（ガイドラインより）

学習・情報センター

埼玉県の 学校図書館



学校図書館を支える組織

埼玉県の全日制の高校図書館には、司書が配置されています。司書の仕事は、図書館のさまざまなサービスを通じて、子供からシニアまで、県民の生涯にわたる知的活動をサポートする仕事です。図書館の資料や世の中にある豊富な情報の中から、県民が必要とする情報を的確に提供する『知のナビゲーター』としての仕事でもあります。埼玉県では、約200人の司書が働いており、研修などを通じて専門職としてキャリアを積んでいます。

高校図書館ネットワーク活動

・県内を17地区に分けて担当部長を配置

- ・ISBN総合目録
- ・相互協力協定
- ・レファレンス共同データベース
- ・ビブリオバトルデータベース
- ・県立図書館との連携

図書館と県民のつどい・埼玉

2019年12月15日(日)に開催

- ・実行委員は、県立・市町村・大学・高校・市民から選出
- ・作家による講演会 須賀のぶさん
- ・子どもも読書活動交流集会
- ・子どもたちのビブリオバトル
- ・中学生のビブリオバトル
- ・子どもの本のひろば
- ・展示（公共図書館・大学図書館・学校図書館）
- ・みんなが図書館でつながる日



埼玉県の高校図書館司書が選んだ イチオシ本

1. 埼玉県の高校司書が、前年11月から1年間で出版された本から、高校生に読んでもほしい本のベスト3を投票(1位★★★ 2位★★ 3位★)
投票結果を集計し、オスマセ度の合計でトップ10を決定
2. 2月中旬に結果発表!
3. 発表の翌日から県内の書店・公共図書館でイチオシ本フェアー
4. 3月に発表イベント



浦和第一女子高校 図書館



浦和一女図書館の概要

- ・蔵書数 約54000冊
うち、英語の多読本 10000冊
- ・年間増加冊数 約2000冊
- ・2017年度貸出冊数 29,785冊
- ・生徒一人当たりの貸出冊数 24.0冊(2017年度)
- ・新聞 朝日・毎日・読売・埼玉・JAPAN NEWS
- ・雑誌 20タイトル購入



新刊
コーナー





企画展示



間接的支援(図書館整備など)

学校図書館の運営 → 廣報(新着案内・HPの更新など)

他館や公共図書館との連携

図書館の予算管理

本にかかわること → 選書・蔵棄・登注・分類・装備
展示など

図書館設備の整備 → 利用案内・書架表示などの作成
館内表示の作成
パソコンも含めた館内整備



英語多読
コーナー



企画展示 「海の恵み展」



直接的支援(利用サービス)

カウンター業務 → 貸出・利用案内



図書館オリエンテーションなどの利用案内

レファレンスサービスなどの調べ物相談

図書委員と協同で行う読書推進活動
(ビブリオバトル・広報活動など)

教育指導への支援(授業支援)

授業のねらいにあわせた図書館資料の紹介



学校図書館を利用する教師とのうちあわせ

学校図書館を活用した授業への直接的参加
(資料の調べ方の説明・フロアワーク)

教師への資料提供・授業の成果物の保存・展示

データベースの検索方法などの実演・実習

定時制生徒へのサービス

教職員と生徒のデータをパソコンに登録 → パソコンで貸出・返却・予約サービス

・15時～17時まで定時制の生徒も図書館利用できるように整備

・司書による図書館利用のオリエンテーション

・定時制の先生方への資料提供

・新着図書案内・図書委員会作成の資料の配布

・ビブリオバトルなどイベントへの参加呼びかけ



定時制、特別支援学校へも司書の配置を要望しています。

子どもとの権利



子どもの権利条約

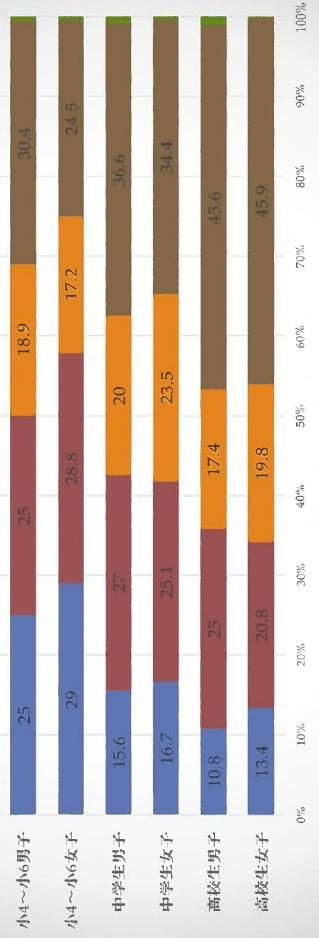
子どもの権利は大きく分けて4つ

生きる権利	すべての子どもの命が守られること	
育つ権利	もつて生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援などを受け、友達と遊んだりすること	
守られる権利	暴力や搾取、有害な労働などから守られること	
参加する権利	自由に意見を表したり、団体を作ったりできること	

学校図書館にかかわる事項

第13条 表現の自由	・子どもは、いろいろな方法でいろいろな情報や考え方を伝える権利、知る権利をもっています。
第16条 プライバシー・名誉が守られる	・子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話や手紙などのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。 貸出記録の取り扱い
第17条 適切な情報の入手	子どもは、自分の成長に役立つ多くのことができます。国は、マスメディア(本・新聞・テレビなど)が、子どものためになる情報を多く提供するようになります。子どもを守らなければなりません。

最近、家の人方が本を読んでいるところを見かけたことがありますか



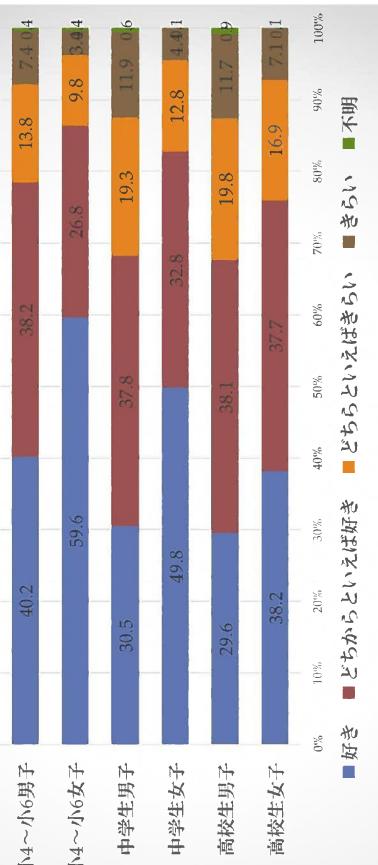
第64回 学校読書調査より SLAT学校図書館J11月号

現在の子どもの読書環境

- ・子どもの家庭環境格差が広がっている。
- ・保育園や幼稚園では読み聞かせをしてもらえるけれど...
小学生もやることがいっぱい。
- ・本を読むのがめんどくさい。
- ・考えて動くことが苦手 → 読書は思考
- ・ほかにも楽しいことがいっぱい。



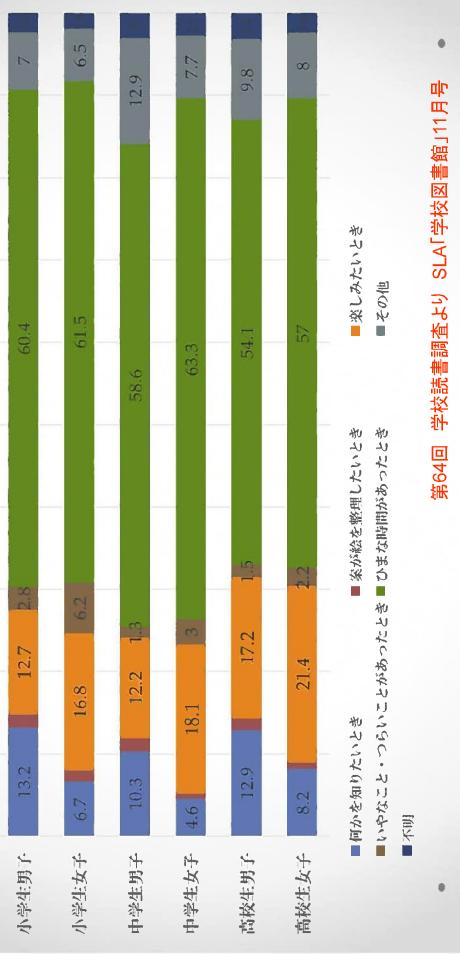
本を読むことが好きか、きらいか



第64回 学校読書調査より SLA「学校図書館」11月号

●

どんなときには本を読みたくなるか



第64回 学校読書調査より SLA「学校図書館」11月号

●

読む力をどう育むか



スポーツと一緒に練習が必要
【授業を通して】

学校司書のサポート



子どもにとって、学校図書館は

生きていくための情報を得られる場所



強制されない
読書の場、
情報を得られる場でありたい。



○

学校で育む、 生涯にわたる社会生活に必要な読書



生涯学習の流れの中で、必要な情報を自分でみつけ、利用できる生徒を育てる。

館種を超えてつながって

